

臨時福祉給付金の手続きが始まります

臨時福祉給付金とは？

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

- 【支給対象者】** 平成26年度市民税（均等割）が課税されない方
（ただし、次の人は除く）
○平成26年度市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
○生活保護制度内で対応される被保護者など
※原則、平成26年1月1日時点で住民票が西条市にある方が対象
- 【支給額】** 支給対象者1人につき10,000円：1回のみ
支給対象者で次に該当する方は、5,000円を加算
○高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
○児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など



カクニンジャ

臨時福祉給付金の申請方法

給付金を受け取るには申請が必要です。

- 【申請方法】** 6月下旬に給付対象と思われる方（世帯）に申請書（請求書）を送付しますので、内容をご確認の上、必要事項を記入・押印して市へ郵送するか、市の受付窓口（下記参照）に直接提出してください。
※本人確認書類（運転免許証や保険証等のコピー）や申請者の口座情報がわかる書類（通帳やキャッシュカードのコピー）が必要です。
- 【受取方法】** 申請書に記載した指定口座に入金されます。
- 【注意事項】** ○受付後、審査の段階で支給対象でないことが判明した場合は、支給できないことがあります。
○子育て世帯臨時特例給付金と重複して受給することはできません。
○給付金の支給後に、平成26年度市民税（均等割）が課税されていることが判明した場合や、課税者の扶養親族等であることが判明した場合、加算措置の対象でないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
○詳細は、申請書（請求書）に同封するチラシをご覧ください。
○DV被害者の方の手続きについては、別途ご相談ください。



フクシ
カクニンジャ

※「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。市担当者や厚生労働省職員が電話や訪問により、世帯状況や金融機関の情報をお伺いすることはありません。

【問合せ・受付窓口】

- 市庁舎本館2階 臨時福祉給付金事務局 TEL0897-56-5151（内線5858）
TEL0897-52-5786（直通）
- 各総合支所 市民福祉課 臨時福祉給付金受付窓口
○東予 TEL0898-64-2700 ○丹原 TEL0898-68-7300 ○小松 TEL0898-72-2111
- 厚生労働省 2つの給付金専用ダイヤル 0570-037192（みないいきゅうふ）
○ホームページ（<http://www.2kyufu.jp/>）